

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 管財課

許認可等の内容		庁舎の使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市庁舎管理規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 栃木市庁舎管理規則抜粋 (許可を必要とする行為) 第6条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。 (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。 (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。 (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込む行為をすること。 2 市長は、前項の申請書に基づき使用を認めるときは、庁舎使用許可書(別記様式第2号)を交付し許可するものとする。この場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。 3 市長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は物件の撤去を命ずることができる。	